

議案第25号

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

目黒区国民健康保険条例（昭和34年11月目黒区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号へ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第2号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第14条の3第2号ニ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付

等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.17（一般被保険者に係る）」を「100分の8.69（）」に、「100分の63」を「100分の64」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「45,000円（一般被保険者に係る）」を「49,100円（）」に、「100分の37」を「100分の36」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の5から第15条の7までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

第15条の8中「又は第15条の5」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。）」を削る。

第15条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被

保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.31（一般被保険者に係る）」を「100分の2.80（）」に、「100分の63」を「100分の64」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「15,100円（一般被保険者に係る）」を「16,500円（）」に、「100分の37」を「100分の36」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の13から第15条の15までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

第15条の16中「又は第15条の13」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。）」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第16条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1号中「100分の1.93」を「100分の2.20」に改め、同条第2号中「16,200円」を「16,500円」に改める。

第19条中「、第15条の5」及び「、第15条の13」を削る。

第19条の2中「又は第15条の5」及び「又は第15条の13」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第1号イ中「31,500円」を「34,370円」に改め、同号ロ中「10,570円」を「11,550円」に改め、同号ハ中「11,340円」を「11,550円」に改め、同条第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同号イ中「22,500円」を「24,550円」に改め、同号ロ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ハ中「8,100円」を「8,250

円」に改め、同条第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同号イ中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号ロ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ハ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号イ中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号ロ中「11,250円」を「12,275円」に改め、同号ハ中「18,000円」を「19,640円」に改め、同号ニ中「22,500円」を「24,550円」に改め、同条第2号イ中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号ロ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ハ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号ニ中「7,550円」を「8,250円」に改める。

第19条の5第2項中「前項の規定により保険料の」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改める。

付則第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率、賦課限度額及び保険料を減額する基準額を改定するとともに、退職者医療制度の廃止等に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。